

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月20日
【会社名】	J S R株式会社
【英訳名】	JSR Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 川橋 信夫
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03 (6218) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 藤井 安文
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03 (6218) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 藤井 安文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月18日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
当期の期末配当金は当社普通株式1株につき30円とする。

第2号議案 定款一部変更の件
以下のように変更する。

変更前	変更後
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。また、<u>取締役会は、取締役会長1名、取締役CEO(最高経営責任者)1名、及び取締役COO(最高執行責任者)1名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、<u>取締役社長以外の他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>2. 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、<u>取締役CEO(最高経営責任者)、取締役社長及び取締役COO(最高執行責任者)のいずれでもない取締役がこれに代る。</u></p> <p>2. 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件
取締役としてエリック ジョンソン、川橋信夫、小柴満信、川崎弘一、宮崎秀樹、松田譲、菅田史朗、関忠行、宮坂学の9名を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件
監査役 熊野厚司氏の補欠の監査役として土居誠氏を、社外監査役 加藤久子氏及び社外監査役 森脇純夫氏の補欠の社外監査役として千葉彰氏を、それぞれに選任する。

第5号議案 取締役報酬の上限金額改定の件

取締役報酬の上限金額を以下のとおり改定する。

- (1) 取締役に支給する基本報酬の上限金額を月額30百万円から月額60百万円（内、社外取締役分10百万円）へと改定する。
- (2) 社外取締役を除く当社取締役（以下「対象取締役」）に対する年次賞与については、その上限金額を年額216百万円から年額432百万円へと改定する。また、その他の内容については第72回定時株主総会第6号議案において承認を受けた内容とする。
- (3) 対象取締役に対する中期業績連動賞与については、その上限金額を年額270百万円から年額540百万円へと改定する。また、その他の内容については第70回定時株主総会第5号議案において承認を受けた内容とする。
- (4) 対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬については、その上限金額を年額100百万円から年額200百万円に改定する。また、当該報酬に関して発行または処分される当社の普通株式の総数を年100,000株以内から年200,000株以内へと改定する。また、その他の内容については第72回定時株主総会第7号議案において承認を受けた内容とする。

